平成２４年（フ）第１３１号
北海道広尾郡広尾町字野塚772番地
債務者　大惣運輸株式会社
代表者代表取締役　津端　国男
1　決定年月日時　平成24年６月19日午前10時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松浦　　護
4　破産債権の届出期間　平成24年８月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月13日午後１時45分
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第１３２号
釧路市鳥取北５丁目13番20号
債務者　菅原塗装道東株式会社
代表者代表取締役　鎌田　正一
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒井　　剛
4　破産債権の届出期間　平成24年８月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月20日午後３時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第７７号
北海道小樽市稲穂４丁目16番１号
債務者　有限会社可児運送
代表者代表取締役　可児　昭三
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　泰朗
4　破産債権の届出期間　平成24年８月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月25日午後１時30分
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第２３号
広島県庄原市口和町永田505番地の２
債務者　有限会社備北道路
代表者代表取締役　門野　壽治
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　剛志
4　破産債権の届出期間　平成24年７月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月14日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所三次支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第５８号
青森県十和田市東一番町８番３号　アーバンＫ１―202号
債務者　毛内　恵美
1　決定年月日時　平成24年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村田　典子
4　破産債権の届出期間　平成24年７月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月21日午後１時45分
6　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第２５号
岩手県一関市字沢44番地　レジデンス七ツ沢Ｄ201、前住所岩手県一関市真柴字中田34番地16
債務者　大山　昌宏
1　決定年月日時　平成24年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小原　恒之
4　破産債権の届出期間　平成24年７月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月11日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２４年（フ）第１６８号
愛媛県松山市市坪北２丁目16番２号　市坪西団地２棟43号
債務者　得能　靖夫
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水口　　晃
4　破産債権の届出期間　平成24年７月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月13日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１８７号
北海道旭川市旭町１条４丁目841番地
債務者　武田　明宏
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹本　康志
4　破産債権の届出期間　平成24年７月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月12日午後３時20分
6　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２１４号
金沢市大野町４丁目143番地１
債務者　磯端土建こと　磯端　源治
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　　進
4　破産債権の届出期間　平成24年７月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月13日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１２５号
富山県滑川市吾妻町426番地１　雇用促進住宅吾妻宿舎３号棟202、前住所富山県滑川市加島町143番地２
債務者　川下　哲也
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　大介
4　破産債権の届出期間　平成24年７月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月10日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２８号
富山市大町296番地２、前住所富山市下大浦57番地
債務者　茶木美紀子
1　決定年月日時　平成24年６月18日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村田慎一郎
4　破産債権の届出期間　平成24年７月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月10日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３３号
釧路市昭和中央３丁目32番19号
債務者　鎌田　正一
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒井　　剛
4　破産債権の届出期間　平成24年８月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月20日午後３時40分
6　免責意見申述期間　平成24年９月17日まで
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１３４号
釧路市昭和中央３丁目32番19号
債務者　鎌田　貞之
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒井　　剛
4　破産債権の届出期間　平成24年８月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月20日午後３時45分
6　免責意見申述期間　平成24年９月17日まで
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１１２４号
愛知県半田市花園町３丁目６番地の２　ボニート旭101号室、従前の住所愛知県半田市旭町５丁目３番地の１　スペクトル旭町弐番館801号
債務者　髙栁　忠司
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒川　武志
4　破産債権の届出期間　平成24年７月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月２日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部